

令和8年第1回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年3月5日（木）

○萩原唯典議員（登壇）

おはようございます。

早速ですが、通告に基づき以下6項目について質問をいたします。代表質疑と重なるところもありますが、市長をはじめ理事者の皆様には明快な答弁をお願いいたします。

1項目めに、清元市政2期目の最終年における思いについてお聞きします。

清元市長の2期目がスタートして3年が過ぎようとしています。令和8年度は実質2期目の最終年度となります。

令和8年度は人口減少など、本市が特に向き合うべき現状を踏まえ、3つのポイント、姫路の未来を切り拓く「ひと」を育む、国内外から選ばれる「まち」を築く、時代の変化に対応し「しくみ」を変えるを念頭に置きながら、LIFEに関わる4つのメインテーマの実現に向け、施策を展開するとされています。

人口減少が地方のまち、行政運営に与える影響は多岐にわたっています。人口減少が進めば日常生活を送る上で必要な各種サービスの撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になります。さらに、このようなサービス産業の撤退は地域の雇用機会の減少につながり、さらなる人口減少を招くおそれがあります。

また、人口減少は地方財政にも大きな影響を及ぼします。人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって自治体の税収入は減少しますが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれ、地方財政はますます厳しさを増していくこととなります。

さらにこうした厳しい地方財政状況の中で、高度経済成長期に建設された公共施設や橋・道路・上下水道といったインフラの老朽化問題への対応も必要となってきます。

人口減少が著しい周辺部ではこれまで受けられていた行政サービスが受けられなくなるおそれもあり、地域住民にとっては生活の基盤にも関わる重大な課題にもなります。

さらに、人口減少は地域コミュニティの機能の低下に与える影響が大きく、自治会や各種団体などの住民組織の担い手が不足し、共助機能が低下する懸念があります。

また、児童・生徒数の減少が進み若年層が減少することで地域の歴史や伝統文化の継承を困難にし、地域の祭りのような伝統行事が継続できなくなるおそれも出てきます。

負のスパイラルは様々な不安を生み出すこととなります。

特に若年層は未来に対し漠然とした不安に襲われ、未来に希望の持てない状況にあるとされています。

先の衆院選で自民党を勝利に導いた高市総理は、選挙戦を通して未来への不安を希望に変えると訴え、また、その後の施政方針演説では「若者たちが、日本に生まれたことに誇りを感じ、「未来は明るい」と自信を持って言える。そうした国を創り上げていく。」と述べています。

清元市長も同様に、今回の所信表明で「人口減少時代という新たな現実即ち柔軟な思考で未来を切り拓き、より良い政策を練り上げ、共に希望あふれる姫路の未来を創りあげてまいりましょう。」とされています。

現在の社会にある漠然とした不安や混沌とした見えにくい未来を明るい未来へと転換し、次の時代にしっかりと継承し、未来を切り開くためにも政治の役割が重要になっています。

以上を踏まえお聞きします。

1点目に、清元市長2期目の最終年度に当たり、2期目の公約の達成状況がどうなっているのか、また、それに対する自身の評価についてお聞かせください。特に、人口減少問題は清元市長も力を入れてこられた分野ですが、その政策の評価をお聞かせください。

2点目に、衆議院議員選挙の結果に対する受け止めと今後の対応についてお聞かせください。人口減少社会の中で政策を実現するためには、特に地方創生の分野では国との連携は必須であると考えますが、国や県との連携の在り方について市長の考えをお示しください。

第2項目として、人口減少社会での施策の展開についてお聞きします。

姫路市が平成の大合併によって市域がおよそ2倍に増えてから、20年目の節目を迎えました。全国の自治体で行われた平成の大合併による効果として、財政基盤の強化、地域イメージの向上などが挙げられている一方で、デメリットとして行政と住民の距離の拡大、周辺部の衰退などが指摘されています。

デメリットとして挙げられている周辺部の衰退を軽減するため全国の自治体では様々な施策を講じています。

姫路市でも合併以前の旧姫路市の周辺部も含め、これまで周辺地域の活性化策として、都市計画マスタープランを改正し特別指定区域や地区計画を導入、令和に入ってから周辺部への移住支援や多部局が連携した取組として、グ

リーンファミリー制度を創設して取り組んでいます。

一方で、地域経済を活性化させる施策として注目されるものの1つに地域未来投資促進法があります。この制度は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対して経済的効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業に対し税制上の支援や土地利用調整などの支援措置を設けることを目的としています。

とりわけ、土地利用の規制の厳しい市街化調整区域でも産業の効果を受けることができ、地域の活性化につながることを期待されています。ものづくりの盛んな姫路市では、ものづくり産業やものづくりを支える物流、情報通信などの産業を周辺地域にも立地できることになり、市域全体の活性化につながるようになります。

姫路市では、昨年9月に別所町の市街化調整区域において同制度を利用した事業展開が発表されたのに続き、その後、同制度を利用した土地利用についてインターチェンジからおおむね1キロ以内にあることなどいくつかの条件を設けて、市内の自治会や農区に土地の情報提供について公募がなされました。

姫路市は全国でも先進的な取組をしており、経済産業省からも注目されていると側聞します。

以上を踏まえて、お聞きします。

1点目に、周辺部地域で進めてこられたグリーンファミリー制度の評価について、当局のご所見をお聞かせください。あわせて、姫路市が進めてきた移住定住施策について、これまでの実績と今後の方針についてお伺いします。

2点目に、地域未来投資促進法について地域の声を反映させるべく周辺地域の土地情報を公募されていますが、地域からの応募状況についてお聞かせください。また、今後の各地域での進め方について詳細にお示しください。

内陸型の企業として先端技術を扱う企業を誘致することで、姫路市のブランドイメージを向上させるとともに、若者が働きたい職種が増えることで移住定住の呼び水になると考えます。これまで姫路市になかった業種業態の企業を誘致することも有効であると考えますが、当局のご見解をお伺いします。

また、職住近接の観点から、企業誘致とともに住居を建てやすくすることも必要だと考えます。市としてのご所見をお伺いします。

次に、地域コミュニティの維持についてお聞きします。

人口減少社会において地域コミュニティを維持するこ

とは重要なテーマです。

姫路市はこれまでも自治会組織率も高く、各種団体の組織率も他都市に比べて高い状況にあり、それがまちづくりに生かされ、地域力の維持にもつながってまいりました。

しかし、近年は自治会の組織率の大きな低下は見られないものの、各種団体においてはその組織率が低下傾向にあることは否めません。その背景には、女性の社会進出が進んだこと、職場の定年延長により働く期間が伸びていること、地域の役割を担うことへの負担感が増していることなどが挙げられます。

高齢化が進む社会にあつて地域の安全安心な暮らしや地域の防災力を考えたときに、地域コミュニティの重要性はむしろ増している状況にあります。

地域活性化は、行政だけでなく、住民、企業、NPO、大学など多様な団体との連携・協働なくしては実現できませんし、各団体が持つ知見やノウハウ、ネットワークを持ち寄り、アイデアを出し合い、協力して取組を進めていくことが欠かせません。

そんな中、令和6年に地方自治法が改正され、指定地域共同活動団体制度が導入され、地域がコミュニティの持続可能な形を探る動きにつながっています。姫路市ではこれまで地縁組織だけでなく、地域コミュニティの多様な担い手を支援する政策も展開してきましたが、今回の国の制度創設を踏まえて新たな仕組みづくりも必要であると考えます。

以上を踏まえて、お聞きします。

地域コミュニティの弱体化を防止するために現在の組織への支援を強化するとともに、国の示す指定地域共同活動団体制度の導入も検討するなど、新たな取組を検討されてはと考えるまいかがでしょうか。当局のご所見をお伺いします。

3項目めに、姫路市の教育関係の諸課題についてお聞きします。

まず、学校跡地の利活用についてお聞きします。

姫路市では現在、小中学校適正規模適正配置基本方針に沿って学校の統廃合を進めています。

一方、市立高等学校についても3つの学校を統合し、新たに姫路市立高等学校が創設されることになっています。

今後、統廃合が進めば課題となってくるのがその跡地の利活用です。跡地の利活用は、市の総合計画や都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画などとの整合を図

る必要もあり、全庁的な検討が必要な課題といえます。

これまで姫路市では幼稚園の閉園や小学校の統廃合を進める中で、跡地を地域での活用や行政機関の他施設としての活用、また、民間の農家レストランとしての活用などを進めてまいりました。

今回統廃合の対象となっている地域からは、跡地が今後どのように活用されるのか不安に感じるという意見や、このように活用したいという具体的な提案も聞かれます。

一方、令和8年度から学校の統廃合を進めていく加西市では、令和7年4月に学校跡地利活用基本方針を策定しています。

その中では、学校跡地利活用の基本的な考え方として、1つに民間等の活力を活用、2つに地域の意向を踏まえた活用、3つに学校施設の形状、地域的な特性等を考慮して活用するとし、配慮すべき事項として、1つに災害時の避難場所の確保として、体育館及び武道場は閉校後も市が所有し災害時の避難場所としつつ、平時は地域住民等への貸出しを行うこと、2つに暫定的な施設の使用、そして本格活用に至るまでの一定期間については、地域コミュニティの場等としてグラウンド等の開放を検討することなどを定めています。

閉校となる3つの小学校について、具体的に閉校後の活用イメージとして、住宅地として活用、カフェや物販施設、福祉施設として活用する事例を示しており、手順としては、行政需要、民間ニーズ、地域意向を把握した上で個別計画を策定し、民間での活用を図る場合はプロポーザルによる事業者の選定を行うとしています。

また、文部科学省では毎年450校が閉校になっている現状を踏まえ、全国的に課題となっている統廃合後の学校施設の利活用方策を探るために、みんなの廃校プロジェクトを立ち上げています。

活用用途を募集したり、全国の廃校施設情報を集約・発信する取組、イベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて廃校施設の活用を推進しています。実際に全国では様々な実践事例があり、地域の活性化につながっている例も見られます。

以上を踏まえてお聞きします。

1点目に、学校施設統廃合後の旧校舎や跡地の利活用の基本的な考え方をお聞かせください。

2点目に、既に閉校が決まっている学校がある中で、その後の活用方策について期待と不安を持って注視してい

る市民の方も多くおられます。学校跡地利活用についての基本方針を早急に定めて公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、個別の計画を立てる中で地域特性を考慮するとともに、地域の意向を取り入れることは大変重要であると考えますが、地域の意見を取り入れる方策についてお聞かせください。

最後に、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトに加盟する自治体も多くありますが、姫路市の考え方をお示してください。

次に、警報発令時の対応についてお聞きします。

学校現場において、子どもの安全は最も大切な要素であり、最優先される事柄です。それだけに学校現場で安全管理マニュアルは大変重要で、現場において徹底される必要があります。

文部科学省の定めた学校の危機管理マニュアル作成の手引において、次のように示されています。気象災害への対応について、気象庁が発表する気象警報・注意報等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、臨時休業や始業時刻を遅らせる等の措置を検討すること。

姫路市でも各学校で危機管理マニュアルを作成し、気象警報発令時における児童生徒の登下校について、ホームページ等で保護者や地域に公表しています。

一方で、神戸市ではできる限り学習機会を提供できるよう、児童生徒の安全が確保される状況において、中学校区に土砂災害警戒区域を校区に含まない小・中学校は、午前7時または10時の時点で大雨が降っておらず、かつ今後も大雨が降る予報がない場合、大雨のみ発表されている状況においては、学校長の判断で授業を実施いたしますと規定し、子どもの学習機会の確保を図っています。

さらに、気象庁がポイントとしてまとめている学校関係者向けの防災情報の活用例では、大雪の危険性として転倒によるけがや視界不良による事故等の危険性とされています。

今年1月21日の夜に姫路市に大雪警報が発令されました。その後も警報が解除されることはなく、翌朝の7時の時点では警報は発令されたままとなっていました。そのため、姫路市内の小学校は全ての学校で臨時休業の措置を、中学校では自宅待機の措置とした上で、警報が解除されたことを受け、午後から授業が行われました。

一方で、姫路市の北隣の福崎町では警報は発令されておらず、学校では通常の授業が実施されていました。

実際に市内で雪が降ったのは市北部の一部で、多くの地域は雪の影響を全く受けていない状況でした。

このような事象が生じる背景に、姫路市が南北に長く広い市域を持つ上に、気象庁の発表が姫路市全域に及ぶこともあると考えますが、大雪のみでなく大雨の際にも同様のことが起きている状況にあります。

このような状況は全国の多くの自治体で見られますが、このたび神戸市は、従来、気象警報等の発表区域を神戸市全域としていたものから、市民にとってより身近で実態に即した効果的・効率的な防災体制の運用が可能となるよう、区ごとに発表することについて神戸地方気象台および兵庫県と調整を続け、区ごとに気象警報等が発表されることが決定しています。

学校現場において最も優先すべきは児童生徒の安全であり、そのため基本を守る対応は必要だと考えますが、一方で、子どもたちの安全が担保されていれば学習機会を確保することも大切です。

神戸市の例を見ても、その点を重視した柔軟な対応をとっており、地域ごとのきめ細かな現実に則した対応が可能であることを示しています。

以上を踏まえてお聞きします。

子どもの安全安心と学習機会の確保を考えたときに、これまでの対応を変更することも必要であると考えますが、今後の対応について当局の考えをお聞きします。

3点目に、保護者とのやり取りにデジタルツールを活用することについてお伺いします。

保護者への情報提供や出欠連絡の手段としてスクリレが活用され始めて約1年半となります。これまで紙媒体でお知らせしていた内容がデータで保護者に通知されることで、ペーパーレスとなり環境に配慮した取組になるだけでなく、保護者はスマホさえあれば過去の通知文も含めいつでも確認することができ、利便性の向上にもつながっています。

一方、スクリレにはアンケート機能なども付加されていますが、その活用は限定的であると感じます。

また、スクリレの最大のメリットとも言われるスクリレポイントについてはどのように活用されているのか気になるところです。

一方、保護者とのデジタルツールの活用として、全国的

には集金業務でのキャッシュレス決済の導入があります。

学校での集金業務は、これまで口座振替や現金での徴収のみでしたが、全国的には近年、キャッシュレス決済を導入している学校が徐々に増えてきています。キャッシュレス決済をすることで、保護者が子どもに毎回正確な金額の現金を持たせる負担が軽減されるほか、盗難や紛失などの心配が軽減でき、教職員の集金業務の負担や会計ミスなどのリスクを軽減することができます。

以上を踏まえてお聞きします。

1点目に、スクリレの活用について使用開始から1年半経過していますが、保護者の反応についてお聞かせください。

2点目に、スクリレの機能についてお聞きします。スクリレにはアンケート機能がありますが、その活用についてお聞かせください。

また、スクリレにはポイント機能も付加されており、ポイントについて他都市では児童図書やスポーツ用品などに交換し活用している学校もあります。この仕組みを利用することについての当局の考えをお聞かせください。

3点目に、キャッシュレス決済を導入することについての当局のご所見をお聞かせください。

最後に、子どもの安全安心のための施策についてお聞きします。

防犯カメラの設置は、近年多くの自治体で急速に進んでおり、犯罪検挙につながるケースや犯罪抑止に一定の効果があるなど、多くのメリットが指摘されています。

姫路市でも新年度から通学路等の防犯上の重要な場所への防犯カメラの設置を促進するため、リースも対象とするなど支援の拡充を行うほか、市内の公民館への防犯カメラの設置を進めるなど安全安心なまちづくりにつながる施策を進めています。

一方で、学校施設への防犯カメラの設置については、これまで本会議や委員会での指摘に対し、その重要性は認識しているが他都市の研究を進めながら検討していくと答弁されています。

姫路市では一部の学校で防犯カメラの設置がなされていますが、財源は地元自治会やPTAの予算で、公費で賄われた事業ではありません。

文部科学省の調査によれば、令和5年度現在で学校への防犯カメラの設置率は64.6%となっており、全体のおよそ3分の2の施設で設置されている状況です。

一方、通学距離の長い児童生徒の通学途上の安全安心の

ためにスクールバスの導入が要望されてきましたが、来年度の主要施策において、学校の統廃合に合わせ令和9年度から本格実施に向けて準備をしていくとされています。

スクールバスは既に統廃合した山之内地区に導入済みですが、今後統廃合が進むことでその活用は必須の要件となってきます。

一方で、活用時間帯が限られているスクールバスについて使用されない時間帯の活用方法も課題となってきます。

以上を踏まえて、以下の点についてお聞きします。

1点目に、学校への防犯カメラの設置に向けての検討状況をお聞かせください。

2点目に、スクールバスの導入に向けて運用基準をどのようにされるのかお聞かせください。あわせて、統廃合の対象となっていない学校への導入の可能性があるのかお聞かせください。

また、スクールバスを活用しコミュニティバスの運行を拡充すべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

次に、衆議院総選挙から見た投票率向上へ向けた取組についてお聞きします。

2月8日に第51回衆議院議員総選挙が実施されました。今回の選挙は通常国会の冒頭での解散で、また、解散から投開票日までの日数が16日間で戦後最短の超短期決戦となり、選挙管理事務を行う全国の選挙管理委員会からは投票所立会人の確保ができない、投票所入場券の印刷、発送が間に合わないなど、準備が整わないとの悲鳴も多く聞かれましたが、無事に選挙が実施されたことは選挙管理委員会の皆様のご努力のたまものと、改めて選挙管理委員会のご尽力に感謝申し上げます。

また、今回の衆院選は、真冬の選挙であったため降雪量の多い地域ではさらなる困難もありましたが、総務省からの推奨もあり、期日前投票者数が全国で過去最多を更新しています。

期日前投票者数は全国でおよそ2,700万人となり、前回の2024年衆院選から約29%の増加、有権者全体に占める割合も約26%となり、前回から5.9ポイント上昇しています。

姫路市での期日前投票者数は約10万4,300人で全有権者に占める割合は約24%、前回の衆院選より5ポイント上昇しています。この数は、姫路市の投票者数約22万5,000人の約46%に当たります。

一方、期日前投票所についてみると、市内では全部で9

か所、このうち家島地区の有権者のみ投票できるところが2か所、11区のみ投票できるところが2か所、12区のみ投票できるところが1か所、どちらの選挙区の有権者も投票できるところが4か所となっています。この配置は、ここ数回の選挙で同じような形になっていますが、期日前投票者が増えている現状を考えれば、配置を変更することや投票所を増やすことを検討することも必要であると考えます。

県内の期日前投票所の設置状況をみると、自治体の状況によって様々ですが、例えば区域面積が240平方キロ、区域内人口が約20万人の神戸市北区では9か所の期日前投票所が設置されており、姫路市に比べて密度が濃くなっています。

また、1日だけに限って期日前投票所を設置するなどの投票しやすい工夫をしている自治体もあります。

一方、選挙権年齢が18歳に引き下がり、高校生に対する政治や選挙等に関する学習指導も行われたことや、各党、各候補がSNSなどを活用した選挙活動や若者に突き刺さるキャッチフレーズを用いた活動を行った結果、若干ですが投票率の上昇が見られます。

一方で、年齢層別の投票率の動きをみると年齢層が上がるほど投票率が上がる傾向が見られますが、80歳以上では急激に下がる傾向にあります。投票率が低くなる要因は、加齢に伴う体力や足腰の衰えて投票所に赴くことが困難となること、健康状態の低下、認知機能の衰えなどが考えられます。

これらの対策として、投票所への「足」として、無料のバスやタクシーを活用する自治体もあります。

以上を踏まえて、お聞きします。

1点目に、今回の選挙は急な解散で全国の自治体で多くの苦労が見られました。姫路市の選挙管理委員会として苦労した点についてお聞かせください。また、それに対する今後の改善策があればお伺いします。

2点目に、期日前投票所についてです。今回は真冬の選挙であったこと、また、選挙当日に雪の予報が出ていたことから、期日前投票所での投票割合が大きく伸びました。

一方で、市内の期日前投票所を見るとその配置や数に課題があるように感じます。

また、バリアフリー化や駐車場の数などその利便性にも課題があるように感じました。

期日前投票の投票率が伸びている現状を踏まえ、改善を図るべきだと考えますが、当局のご所見をお聞かせくださ

い。

3点目に、投票に当たっての高齢者への支援策についてお伺いします。

姫路市においても80歳以上の高齢者の投票率が大きく下がっていることを考えると、何らかの対策が必要であると感じます。

移動手段の確保や移動投票所の設置についてはこれまでも要望されていますが、超高齢化社会を迎える中で本気で改善策を考える必要があると感じますが、当局のご見解をお聞かせください。

次に農業関係について、まず、有害鳥獣対策の強化についてお聞きします。

鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年に鳥獣被害防止特措法が成立し、自治体では様々な対策を講じ、その効果もあって、平成22年以降全国の農作物被害額は減少傾向にありました。

しかし、近年、山の木の実の不作などの影響もあり、有害鳥獣が人里に現れるケースが増えており、令和4年以降は増加傾向にあります。

全国の令和6年度の農作物被害額は188億円で前年より24億円増、全体の約7割が鹿、イノシシ、熊、猿によるものとなっています。

また、昨年は、全国各地で熊による被害が多く発生しました。東北地方や北陸地方では民家の庭先や学校の近くに熊が現れる事例が報告されており、地域住民の生活に直接的な影響を及ぼしています。

また、一部の自治体では緊急銃猟や避難勧告が発令されるなど、対応が追いつかない状況も見られます。

令和7年11月現在で熊の出没数は約4万7,000件、捕獲数は約1万2,000頭で、これまでで最も多い数字となっているとともに、全国の熊による人身被害もこれまでで最多で、被害者は230人、うち13人が命を落とされています。

有害鳥獣の被害に遭うことで営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加につながることから、それらを防ぐ対策の強化は大変重要であると考えます。

有害鳥獣対策の基本は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱であるとされ、この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右するとされています。

姫路市でも鳥獣被害防止計画を策定し対策を行っていますが、令和5年度でも鹿やイノシシなどによる被害は

3,000万円以上となっています。

捕獲等の取組については猟友会と連携しながら銃を使った駆除とともに、わなを活用した捕獲を行っており、侵入防止柵の設置については主に国の補助制度を活用して、農作物の被害が深刻な地域や、新たに被害が発生し始めた地域などにより効果的に柵を設置する事業を展開しています。

今回会場で視察に行った札幌市では、JAや札幌市、猟友会で専門部会を設けて対策に当たっているほか、電気柵の設置補助を国のメニューに加えて、市単独事業として小さな区画でも対応できるメニューを用意し、対策の強化を図っています。

さらに、処分先に課題があったことから、いつでも利用できる減容化施設などの設置を行うなど処分ルートの確立や一時集積施設の設置なども行っています。

また、ハンター支援として捕獲活動経費の増額や狩猟税や保険料の補助などのメニューも用意されています。

以上を踏まえお聞きします。

1点目に、来年度有害鳥獣被害防止対策に向けた取組の強化を行っていますが、その中身について詳細にお示しください。

また、どの程度の効果を見込まれているのかについてもお聞かせください。

2点目に姫路市でも緊急銃猟を実施できるような体制を確立され、先日訓練も行われたと聞いています。猟友会との連携の図り方について、ご所見をお伺いします。

3点目に、視察に行った札幌市では、特に熊被害への対策として市内をいくつかゾーン分けをして、熊と人がすみ分けるゾーニング管理を実施しています。

姫路市もゾーニングして緩衝帯を設けるなど、有害鳥獣が人里に現れないような取組も必要であると考えますが、当局の見解をお聞かせください。

次に、2025年農林業センサスの評価について、特に農業についてお聞きします。

5年に一度行われている農林業センサスの令和7年度の概数値が10月に発表されました。姫路市の数値を5年前と比較してみると、農業経営体は5年間と比較して24%の減少となり、国や県の減少率より高くなっています。

農業経営体のうち個人経営体は25.6%の減少となった一方で、団体経営体は26%の増加となり、国や県の増加率より高くなっています。

経営耕地面積の集積割合を見ると、5ヘクタール以上の農業経営体が50.1%を占め、5年前に比べ7.3ポイント増加しています。

一方で、農業従事者の年齢構成を見ると、65歳以上が全体の83.2%を占めており、5年前の83.1%と比べて同程度で依然として高い数字になっており、従事者の高齢化の流れは変わっていません。

姫路市では農林水産振興ビジョンにのっとり施策を進めており、農地の集約化や営農組織による農業運営については成果が見られるものの、依然として高齢化の流れが変わらない状況で、農業の後継者の育成が大きな課題であると感じます。

以上を踏まえてお聞きします。

今回の農業センサスの結果をどのように分析されているのかお聞かせください。あわせて、これまでの政策がどの程度効果を発揮したと考えておられるのか、当局のご所見をお伺いします。

また、今回の結果を受けて、農林水産振興ビジョンに示された農業振興施策のさらなる推進や見直しなども必要と考えますが、ご所見をお聞かせください。

最後に、農業水利施設の維持管理対策についてお聞きします。

農業従事者の減少と高齢化で懸念されるのが農業用ため池や水路の適正な維持管理です。農業用ため池は、農業用水を供給する施設として築造され、古来より我が国農業の発展に重要な役割を果たしてきました。

一方で、豪雨や地震などの災害によりため池が被災する事案が全国各地で発生しており、その中には決壊により人的被害を及ぼしているものも見られます。

平成31年に施行された農業用ため池の管理及び保全に関する法律においては、ため池について所有者や管理者等に関する情報を的確に把握し、適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、決壊による災害を防止することとされています。

農業従事者が高齢化し減少している中で、また、耕作放棄地も増えている現状を鑑みれば、ため池や水路の維持管理をどのように行っていくのか、総合治水対策の面からも自治体が関与した形での管理の必要性も感じます。

以上を踏まえてお聞きします。

農業基盤施設としてのため池、水路の管理状況について当局のご所見をお聞かせください。

農業従事者の減少、高齢化が続く中で自治体の関与の必要性もあると考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

最後に、人口減少高齢化社会における道路、河川、公園の管理方策についてお聞きします。

姫路市の市道は総延長は2,500キロメートルに及びます。それぞれ道路の形状や性質により異なりますが、街路樹がある道路、道路区域内に草が生えている道路も多くあります。草が生えている道路については年1回から数回の除草作業を行っており、街路樹についても少なくとも数年に1回は剪定を行っているところがほとんどです。

一方、これまでは路肩の草については住民が主体的に除草作業を行ったり、アダプト制度を活用して住民が道路脇や中央分離帯の管理を行っているところもありました。

河川は除草やしゅんせつなど、維持管理の目的で官民連携の観点から住民ができる場所は住民が行ってきたい側面もありますが、のり面が急勾配であったり、しゅんせつが重労働であるため行政の力が必要な場面が多くなってきているように感じます。

さらに、近年の急な大雨の影響で急激に増水し、氾濫の危険が伴う河川が多くなっています。これまでこまめに適切な管理を行うことでそのリスクを低減させてきたところでも、改善の必要が出てきています。

一方、公園は小さな街区公園も合わせて900か所以上あります。開発に伴って設置された公園も多く、住民の年齢層が上がることで利用者が大幅に減少しているところもあります。

あわせて、公園愛護会で公園を維持管理されているところが多くありますが、人口減少や高齢化の影響でその管理がままならないところも増えてきているのが現状です。

道路、河川、公園、それぞれで草が伸びる最盛期が1年で最も暑い時期で、近年の温暖化の影響で屋外での作業に危険を伴うこともあり、住民によるこれまでの作業が困難になっているところも増えてきました。

市道や河川、公園など市民が直接関わるインフラだけに、環境をこれまでと同じように整えていくことが市民生活にとって快適で安全なまちづくりに直結すると感じますし、そのための十分な予算を確保すべきであると考えます。

一方で、財政的には、人口が減少することで中長期的に税収の減が見込まれます。30年以上前に設置された老朽化した道路や河川、公園の修繕などにかかる予算が増大する

可能性もあります。

北九州市では、現在の雑草が伸びたら刈るという除草主義の対策から、除草が生えないようにする防草対策へのシフトをしていくとし、毎年1、2回としていた除草の回数は変えず、草が生えている場所をコンクリートなどで舗装する防草対策を実施することで、除草が必要な面積を減らして事業費を削減するとしています。

このような状況下で、姫路市では公園について、来年度、公園ストックの再編のための基礎調査を行うこととし、公園愛護会の負担軽減策の試行として雑草抑制効果のある防草砂を試験的に敷設する事業を行うとしていますが、どのような展開になるのか注目されるところです。

以上を踏まえて、以下の点についてお聞きします。

1点目に、市道、河川、公園についての除草等の維持管理に係る予算の確保状況と今後の見込みについてご所見をお伺いします。

2点目に、市道、河川、公園について、さらに人口減少、高齢化が進行して、財源の確保が厳しくなることが想定される中で、今後の維持管理の方針についてお聞かせください。また、公園については負担軽減を図る目的もあって、その整備に当たって試験的に防草砂を使用するなど新たな取組も計画されていますが、その内容と想定される効果についてお示しください。

以上で、私の第1問とします。

○石堂大輔議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

萩原議員のご質問中、清元市長2期目の最終年にかかる思いについてお答えいたします。

まず、2期目の最終年度に当たり、2期目の公約の達成状況がどうなっているのか、また、それに対する自身の評価についてであります。私は、令和5年4月に市民の皆様から力強いご支援をいただき、引き続き市政のかじ取りを任せていただきました。

2期目の約3年間におきましては、18歳までの子どもの医療費の完全無償化のほか、大手前通りイルミネーションの開催による夜のにぎわい創出、公民館へのWi-Fi設置などを実現し、その他の公約についてもおおむね実現に向け取組を進めることができているものと考えております。

また、人口減少という本市最大の課題への対応を2期目

の市政運営の重要テーマと考え、卵子凍結費用の助成や市立学校体育館空調の整備、庁内保育所の整備など、ライフステージに応じた切れ目のない支援や教育環境の充実に取り組むほか、女性が活躍できる環境づくりをはじめ、性別や年齢、国籍などにかかわらず全ての市民の皆様が活躍できる社会の実現に向け、積極的に施策を展開しているところであります。

加えて、令和8年4月に開校する姫路市立高等学校につきましても、人口減少時代に適応した新たな行政モデルへの転換を加速させる取組として、新校舎の整備に当たっては、旧中央卸売市場跡地の5.8ヘクタールの敷地を活用し、子どもたちの学びやとしてだけではなく、食堂など関連施設の一般開放を含め、社会とのつながりを教育に生かした拠点づくりなど、開かれた施設として様々な可能性を考慮に入れながら、人口減少時代においても本市の新たな活力を生み出す施設となるよう、基本構想・基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、衆議院議員選挙の結果に対する受け止めと今後の対応及び国や県との連携の在り方についてであります。令和8年2月8日の衆議院議員選挙の結果は、物価高騰対策や税制、社会保障制度などの重要な政策課題について、有権者の皆様が真剣に検討された結果と受け止めております。

今回の衆議院議員選挙では、姫路市を選挙区とする兵庫県第11区・第12区において、国会議員が4名当選されました。

国会議員の皆様には、本市が国と連携し、各種施策を推進していく上で、大いにお力添えいただけるものと期待しており、今後、本市と国政をつなぐパイプ役として市政への協力をお願いしたいと考えております。

また、人口減少社会の中において、地方創生をはじめ、本市の政策を力強く実現していくためには、国・県・市がそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携することが不可欠であり、私自身も行政の長として、本市の発展のため、関係各所としっかりと関係を構築した上で、国や県との連携を一層強化し、残りの任期につきましても、全力で市政を推し進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長（登壇）

私からは、2項目めのうち2点目につきましてお答えいたします。

自治会をはじめとする地域コミュニティ団体は、地域のセーフティネットや地域福祉の基盤を担うなど様々な役割を果たしていただいている重要な団体でございます。

本市としましては、その自主性を尊重しつつ、各団体の活動が持続可能なものとなるよう支援を強化したいと考えており、来年度新たに自治会活動のデジタル化支援に係る事業を実施するほか、老人クラブにつきましても、社会参加と多世代交流を促進するため、老人クラブ連合会のことも育成事業を新たに助成対象とする予定です。

次に、令和6年の地方自治法一部改正により創設された指定地域共同活動団体制度につきましては、共助の基盤となる組織を支援・強化するものである一方、地域コミュニティの中核である自治会に団体運営の負担が偏る可能性も懸念も持っております。

しかしながら、議員お示しのとおり、多様な主体が連携、協働して地域活性化を図ることは大変重要であると考えており、NPO法人等と地域コミュニティ団体とのマッチングなど、引き続き各団体が連携、協働を進めるための支援に努めてまいります。

当該制度の導入につきましては、目的や効果など、他都市の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長（登壇）

私からは、2項目めの1点目のうち政策局所管部分及び3項目めの1点目についてお答えいたします。

まず、2項目めの1点目についてでございますが、グリーンファミリー制度につきましては、同制度の柱となる若者世帯郊外UJ I ターン補助金のこれまでの実績といたしまして、令和6年度の移住支援金の交付件数は9件でしたが、令和7年度は、令和8年2月末現在で既に23件となっております。

本制度の認知度が徐々に向上し、本市郊外部への移住を後押しする効果が現れはじめているものと認識しております。

今後も、大都市圏在住者へのウェブ広告や東京や大阪で開催される移住フェアにおけるPRなど、あらゆる機会を通じて同制度の認知度をさらに高めてまいります。

一方で、同制度の新幹線通勤助成金、空き家バンク登録物件取得助成金につきましては、これまでに実績がございませんでした。また、移住支援金につきましても、地域によっては利用実績がないなどの課題があるものと認識しております。

そこで令和8年度は、これまで以上に移住決断の後押しとなるよう、新幹線通勤助成金に代わる支援策として、テレワークを行う移住者を応援するための新たな助成メニューを設ける予定にしております。

郊外部への移住定住促進施策につきましては、今後もPDCAサイクルの下、効果的な制度となるよう取り組んでまいります。

次に、3項目めの1点目についてでございますが、まず、学校施設統廃合後の旧校舍や跡地の利活用の基本的な考え方につきましては、閉校に伴い普通財産となる旧校舍を含む学校跡地を利活用する場合は、原則、普通財産利活用マニュアルに基づき、まずは公用・公共用として再利用する必要性を十分検討し、その必要性がないと判断した場合、貸付けや売却を検討することとしております。

しかしながら、学校跡地につきましては地域住民や地域団体の交流の拠点等となっていることから、市民全員の共有財産であることを念頭に置きながら、最適な利活用方法を検討してまいります。

次に、学校跡地利活用についての基本方針につきましては、学校跡地の利活用を検討するに当たり、市として統一の方針に基づいて検討を行う必要があることは十分認識しており、現在、方針を定めるべく庁内で検討しているところでございます。

次に、地域の意見を取り入れる方策につきましては、現在、教育委員会が学校地域協議会を開催し、学校を統合するための課題検討や協議を行っているところであり、協議の進捗状況に合わせて、市長部局が学校跡地の利活用に関して必要に応じて説明会等を実施するなど、地域の声をしっかりと伺いながら、地域の特性を考慮し議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトに対する本市の考え方でございますが、同プロジェクトにつきましては、全国各地の優れた廃校の活用事例が活用に至るまでの経緯や課題、活用による効果などとともに詳しく紹介されており、非常に参考になるコンテンツであると認識しております。

本市におきましても、学校跡地の利活用について検討する際には紹介されている活用事例を参考にしてみたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長（登壇）

私からは、2項目めの1点目のうち観光経済局所管部分についてお答えいたします。

まず、地域未来投資促進法に基づく工場用地候補地の応募状況と今後の進め方でございますが、地域未来投資促進法を活用した民間開発の誘導による工場用地の創出を図るため、市内インターチェンジ周辺で開発可能な要件を備えている土地の募集について複数個所の申出があり、現在受け入れる地元の意向を集約しているところです。

今後、開発地域ごとに地域未来投資促進法に基づく姫路市基本計画の変更、立地企業の具体的な進出計画を策定した開発事業者を対象とした公募、民間事業者が立地企業を誘致した後、工場用地を整備していく予定でございます。

次に、これまでにない業種業態の誘致につきましては、企業誘致を推進する目的の1つに雇用の創出が挙げられ、特に若者が魅力的に感じる企業を誘致することが重要であると考えております。

本市の企業立地促進制度は、今後成長の見込まれる半導体産業、新エネルギー産業、ロボット産業などの成長産業に対して手厚い補助制度を設けており、それらを活用しながら幅広く誘致を図ってまいります。

最後に、職住近接の観点から住居も建てやすくすることについては、市街化調整区域においても特別指定区域制度を活用し、住民主体のまちづくりにより区域指定することで、地域活性化に必要な住宅や寄宿舎等の立地を可能としています。これらの制度を活用することで企業に勤める方の住宅等の建築が可能となります。

今後、工場用地の創出を行う地域の事情を踏まえつつ、特別指定区域制度やグリーンファミリー制度などを活用し、総合的な企業誘致活動を進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長（登壇）

私からは、3項目めの2点目から4点目までについてお

答えいたします。

まず、2点目についてでございますが、現在、本市では、子どもたちの安全安心を第一に考え、気象に関する専門機関である気象庁の警報発令を臨時休業の判断基準としております。

なお、予報区の細分化につきまして、市長部局が神戸地方気象台に相談するなど、検討を始めたと聞いております。

教育委員会としましては、神戸市をはじめとする他市町の事例も参考にしながら、警報発令時に地域ごとの柔軟な対応ができないか、研究してみたいと考えております。

次に、3点目についてでございますが、スクリレの活用はプリント配布のデジタル化や欠席連絡の迅速化など一定の成果を上げており、保護者の反応も良好であると認識しております。

また、アンケート機能につきましては類似のツールが存在すること、ポイント機能等につきましては使用を強いるものではないことなどから、それらの機能の活用について、一律の方針は提示しておりません。

今後も各校の状況に合わせ、技術的な相談や運用上の課題に対するアドバイスを行ってまいります。

次に、キャッシュレス決済につきましては一部業者とのオンライン決済による物品購入等が行われており、導入が進んでおります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、依然として一部業者からの物品購入や口座振替の不履行により、児童生徒が学校に現金を持参するケースが見受けられ、児童生徒のみならず教職員の負担にもなっているため、引き続き、負担解消に向け取り組んでまいります。

次に、4点目についてでございますが、小・中学校への防犯カメラの設置につきましては、自動販売機の売上げにより防犯カメラの設置及び運用を展開している民間団体の協力を得て、市内3校をモデル校として防犯カメラの設置を予定しており、現在、設置場所等の調査を進めております。今後、モデル校の設置状況等を踏まえて、各校へ順次拡大していきたいと考えております。

次に、現在のスクールバスの運行基準につきましては、通学距離が小学校で4キロメートル、中学校で6キロメートル以上となる児童生徒を対象とし、教育委員会が定める地区において登下校時に運行しております。

また、学校統廃合におけるスクールバスの導入につきましては、現行基準を基本としつつ、統合によって通学距離

が伸びるなど通学環境に大きな変化が生じる場合には、児童の安全確保の観点から対象とすることを検討しております。

なお、学校統廃合の対象となっていない学校への導入につきましては、現時点では計画しておりません。スクールバスの導入後、将来的にコミュニティバスとして活用を検討する場合には、都市局とも情報共有をしながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

木村選挙管理委員会委員長。

○木村達夫選挙管理委員会委員長（登壇）

私からは4項目めについてお答えいたします。

今回の選挙は、解散から公示日までが戦後最短となり、予算や人員の確保をはじめ、投開票所などの場所の確保、投票のお知らせ券の作成や投開票所の物品の準備などを短期間で行う必要があり、時間的制約、人的制約、さらには気象条件という複数の困難が重なる選挙となり、繁忙を極めました。

今後は、今回の経験を踏まえ、課題を整理し、突発的な選挙においても速やかに対応ができるよう、日頃より各関係部署などとも連絡を密に取り、協力依頼できる体制を整え、より一層、安定的かつ円滑な選挙執行の確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目の期日前投票所の設置につきましては、投票の秘密が確保され、投票用紙や投票箱の保管が可能であることや、安定した通信環境の確保のほか突発の選挙の際にも安定的に借用できる場所と運営に必要な人員を確保できることが必要であり、現在9か所ある期日前投票所をさらに増やすことは、設備面、運営面、双方において課題があると考えております。

現在設置している場所よりもバリアフリー対応や駐車場の確保などさらに利便性の高い場所がございましたら、変更することも視野に検討してまいりたいと考えております。

3点目の高齢者への支援策のうち、移動手段の確保につきましては、まず、投票所が既存のバス路線沿いにあるものと限らない上、バスが利用できる選挙人とできない選挙人が生じる可能性がございます。

また、送迎用バスやタクシーの利用につきましても、対象者の範囲や対象地域の設定で差が生じるおそれがあり、

公平性を保持できないことから、導入については、より慎重であるべきと考えております。

次に、移動投票所につきましては、安定した通信環境の確保や突発的な選挙でも安定的に場所の確保ができるほか、経費や人員等の運営体制の確保などに課題がございます。

他都市の事例としましては、投票所閉鎖の代替策として設置した例を承知しておりますが、本市におきましては、109か所ある当日投票所を維持し、段差の解消や土足での入場など投票環境の向上を目指しており、現在のところ、移動投票所の設置は困難であるとの認識でございます。

ただ、人口減少や高齢化は年々進んできておりますので、今後はこれらの状況を踏まえ、将来的な導入の可能性については検討していく必要性は高いと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長（登壇）

私からは、5項目めについてお答えいたします。

まず、1点目、姫路市の有害鳥獣対策のうち、令和8年度に実施する有害鳥獣被害防止対策の取組強化の内容及び見込まれる効果についてでございますが、令和8年度からの新たな施策としまして、狩猟免許取得費用等の助成の拡充、出勤報酬の見直し等の緊急対応体制の充実及び猟犬ワクチン接種費用の助成制度の創設を予定しております。

これらの施策はいずれも有害鳥獣捕獲活動等の担い手となる猟友会員の負担を軽減するもので、会員の確保・拡大に効果があると考えております。これにより迅速な有害鳥獣対応と強化が図られ、有害鳥獣被害防止対策の取組強化につながるものと考えております。

次に、猟友会との連携の図り方についてでございますが、緊急銃猟の実施、有害鳥獣の捕獲及び追い払いなどの有害鳥獣被害防止対策につきましては昼夜を問わない対応が求められることなどから、猟友会との連携が必要不可欠であるため、会員の確保・拡大を含め、今後も猟友会と連携を密にしながら進めてまいります。

次に、有害鳥獣が人里に現れない取組についてでございますが、兵庫県が県民緑税を原資として実施する野生動物共生林整備事業を活用し、バッファゾーンの整備や生息地となる広葉樹林の整備や再生を行っております。

これに加えて、本市単独でも森林環境譲与税を活用して、

小規模な森林での人と野生動物のすみ分けを行うバッファゾーン整備事業実施しております。

今後もこれらの事業を継続していくとともに、遊休農地等の草刈り及び農作物や果樹の早期収穫などの啓発を実施しながら、人と鳥獣とのすみ分けを進めてまいります。

次に、2点目の2025年農林業センサスの結果の評価についてでございますが、農林業センサスは、農林業の現状と変化を的確に捉え、農林行政を推進するために実施するものでございます。

今回の調査結果のうち、個人経営体数につきましては国・県と比べ減少率は高いものの、団体経営体数は国・県と同様に増加し、その増加率は国・県よりも高いものとなっております。

また、経営耕地面積につきましては、国・県よりも減少率は高いものの、1経営体当たりの耕地面積は国・県と同様に増加しており、経営規模は拡大傾向になっております。

これらの結果から、農業経営体の減少や高齢化が進む中、これまで本市が実施してまいりました担い手の育成支援をはじめ、各種事業が団体経営体の増加や経営規模の拡大、農地の集約化を促進しているものと考えております。

このたびのセンサス結果から導き出される本市農業の傾向や課題への対策につきましては、現姫路市農林水産振興ビジョンが目指す方向に沿っているものと思っております。

重点的に取組を進めることとしている施策につきましては、ビジョンの進捗管理を行っている学識経験者や関係団体を構成員とする姫路市農林水産振興会議での意見を踏まえ、より効果的な施策となるよう取り組んでまいります。

次に、3点目の農業水利施設の維持管理対策についてでございますが、農業基盤施設の機能維持に必要な修繕につきましては、小規模であれば市の助成を受けて農業従事者が、大規模な改修であれば国庫補助事業を活用した土地改良事業として、県・市が事業主体となって実施しており、これらはいずれも農業従事者に受益者として一定の負担が求められています。

議員お示しのとおり、農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業基盤施設の管理負担の軽減は喫緊の課題と認識しており、ため池管理者に向けた水位管理の実施に対する経費助成など農業の継続に必要な支援に努めてまいります。

また、今後におきましても、農地の多面的な機能を維持

する活動に対する多面的機能支払交付金の活用をはじめ、農業従事者だけでなく住民全体による地域資源の保全や農業の持続可能性を高める活動を支援してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

柳本建設局長。

○柳本秀一建設局長（登壇）

私からは、6項目めについてお答えいたします。

まず、市道・河川・公園についての除草等の維持管理に係る予算の確保状況と今後の見込みについてでございますが、維持管理に係る予算は毎年増加しており、現時点では労務単価や物価上昇分については確保できていると考えております。

しかし、今後も除草等に要する費用は増加が見込まれるため、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、今後の維持管理の方針についてでございますが、現在、市道・河川・公園の一部は、自治会及び地元ボランティア等により除草を実施していただいておりますが、近年は高齢化や猛暑により活動が困難となっており、市に対する除草要望が増加しております。

このような中、雑草対策として、例えば道路では、雑草が繁茂する部分の舗装化や、中央分離帯のコンクリート化を行っているほか、植樹帯の緑化と防草効果を兼ねた地被植物への植え替えも進めております。引き続き、持続可能な維持管理手法について、他都市の状況などを調査研究してまいります。

また、公園の新たな取組内容と想定される効果についてでございますが、来年度からは雑草抑制効果のある防草砂の試験施工を計画しており、まずは地元からご相談いただいている様々な種別の公園10か所程度で実施し、その効果を検証してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

38番 萩原唯典議員。

○萩原唯典議員

それぞれご答弁ありがとうございました。

2点について、第2問させていただきたいというふうに思います。

まず1点目ですけれども、山本政策局長に答弁いただきました学校跡地の利活用についてなんですけど、既に先ほど1番目でも言いましたけど、閉校が決まっている学校がいく

つか出てきている状況、また、令和9年度から新たにスタートを切るところも出てきているという中で、ちょっと計画の公表とか立て方がちょっと遅かったんじゃないかっていうのが正直なところでして、そこは今、計画策定中ということなので、早く策定していただいて、公表いただきたいというふうに思っております。

答弁の中で、通常、普通財産に下りてきたときには公用で使えないか、その後、今現状、市長部局のほうでは、売却とか貸付けを念頭に置いて考えていると。

ただ、先ほど答弁にあったように、学校施設については地域のコミュニティ、地域に根差している核となっている場所でもあるので、地域の意向を大切にするという趣旨だったというふうに理解しているんですけども、地域の方が、今後計画策定してどういう手順でやっていくんだっていうことが示されてからでも遅くはないと思うんですが、既にこういうふうに使いたいっていう願いを持っている、要望を持ってるところが、教育委員会に行ったらいいのか、市長部局に行ったらいいのか、どこに行ったらいいんだろうっていうような思いを持っておられる方もあるというふうに聞いております。

今日の答弁を聞くと、もう政策局に行って、ですが政策局のどこに行けばいいのかとかいうことですね、多分迷われている方もあると思うので、ここが管轄するんだと、当然ですね、先ほど1問目でも言いましたけども、教育委員会も当然絡んでくる話でしょうし、他部局にわたる話だと思うんですが、窓口となるのが、どこなのかっていうことを示していただいて、そこに対してきちっと、地域団体とか、自治会とかいうかが話ができるような窓口を設定していただきたいなというふうに思うんですが、その辺りの考え方をちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

もう1点が、地域未来投資促進法、大前局長に答弁をいただきました。

今回の代表質問でも何人かの議員の方が質問されていて、いろいろ課題は当然、市街化調整区域、農業振興地域に建てるということなので、規制緩和だけじゃなくて、課題もあるということは十分認識しているんですが、新たな産業を呼ぶことによって、地域の活性化とか経済の牽引になるということも期待をするところでもあります。

複数の自治会、農区から提案があったということなので、数はちょっと言えないということを知っておりますので、

数についてはお聞きしませんが、複数あったということで、恐らく、そういう市街化調整区域、農業振興地域で何とか地元でそういう産業の拠点を置きたいと思われているところが多いのかなというふうには、多いというか、幾つかあるのかなというふうに思っています。

ぜひ、それを実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いますし、市の中でも、当然いろんな局が、大前局長の局と都市局といろんな局が主に絡んでやってくんだというふうに思いますとともに、開発業者も当然努力してもらわないといけないし、土地の所有者についても協力していただかないといけないという中で、ぜひ開発業者任せではなくて、市がこの制度を使ってやるんだということで、先頭に立つわけにはいかないかもしれませんが、別所の件でもちょっとお聞きしたのが、やはりその土地をまとめるのが結構大変だという話も聞いております。

ぜひ、その辺りも市が関与しながら、前に進むように協力をいただきたいというふうなことが1点と、今回2月末で一応、土地の提案については締め切られているんですけども、今後も継続してされるという認識でいいのかなのか。

それともう1点、今回ですね、インターチェンジから1キロ、5ヘクタールの一団、道路が、市道については9メートル以上というような条件設定がされていました。

これ、ほかの地域未来投資促進法の事例を見ると必ずしもその条件に当てはまってない全国の事例も見られるので、当然、何らかの条件設定をしないとイケないとは思いますが、もう少し利用しやすいような形を、今後継続されるのであれば、取っていただいてもいいのかなというふうに思うんですが、その辺りの考え方を合わせてお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○石堂大輔議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えいたします。

学校跡地利用の市長部局の窓口ということですが、現在、教育委員会とも協議しながら、どういったタイミングで、地域のほうに跡地利用についてお話を入っていくかということで、タイミングを計っているところでございます。

ご答弁申し上げました跡地利用の方針についてでござ

いますけども、現在、施設マネジメント課を中心に、他の課も入ってですけれども検討しております。

説明に当たりますとは、まず施設マネジメントが中心に教育委員会のほうと連携して、地域のほうに跡地活用の方針について説明に入るべく考えておりますので、その段階で、窓口についても地域のほうにご説明できたらというふうに思っております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長

地域未来投資促進法の関係で 3 点ご質問いただきました。

まず、いろいろな課題もあるが市がしっかりと地元と事業者との間に入ってってということで、市の関与をどういうふうにするのかということでございますけれども。

地域未来投資促進法で、まず、姫路市基本計画っていうのを策定いたします。これは市が作るものでございまして、市の関係機関ともいろいろ調整しながら地元の意向を聞いて、策定して国に上げていく、国の承認をもらうものでございますので、その段階でしっかりと市が関与しながら調整していきたいと思っております。

次に、今後も一旦2月で締め切ったけれども、今後の可能性はということでございますけれども、基本計画を策定するに当たって、一旦今回締め切って、まずはその手続をするということではございますが、今後も地域の事情でいろいろご希望出てくると思いますので、随時柔軟に受け付ける体制はとっております。

それから今後の緩和の可能性ということでございますけれども、まずは今、複数箇所出ておりますんで、その状況を見ながら、まだこれからも可能性があるようなところについては条件緩和も今後考えていけばいいのかなということで、とりあえずは、現状出ている地域についてまず取りかかっていたいと思っております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

以上で、萩原唯典議員の質疑を終了します。